

2 高漁港第387号
令和3年1月12日

各土木事務所長 様

水産振興部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた水産
振興部発注の建設工事等の対応について（通知）

施工中の水産振興部発注の建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等については、「新型コロナウイルス感染症に係わる緊急事態宣言の解除後における水産振興部発注の建設工事等の対応について（参考）」（令和2年6月11日付け2高漁港第95号水産振興部長通知。以下「6月11日通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和3年1月7日に、1都3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことから、水産庁より別添1のとおり事務連絡による通知が送付されてきましたので参考に送付します。

なお、高知県は、緊急事態宣言の対象地域外ではありますが、これまでと同様に、新型コロナウイルス感染症の基本的な感染拡大防止等の徹底を継続する必要がありますので、受発注者による協議や契約変更等の手続等について6月11日通知に基づき、引き続き適切な対応をお願いします。

（問い合わせ先）

高知県水産振興部

漁港漁場課整備担当及び計画担当

TEL：088-821-4615

2 高漁港第 88 号
令和 2 年 6 月 11 日

各土木事務所長 あて

水産振興部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における
建設工事等の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に本県を含む一部の地域において緊急事態宣言が解除されたところですが、同日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、引き続き基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、高知県水産振興部が発注する建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の対応について」（令和 2 年 4 月 10 日付け 2 高漁港第 23 号水産振興部長通知）に基づき、適切な対応をお願いします。

（問い合わせ先）

高知県水産振興部

漁港漁場課整備担当及び計画担当

TEL : 088-821-4615

各土木事務所長 様

水産振興部長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた建設工事等の
対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に伴う工期の見直しや請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた建設工事等の一時中止措置等について」（令和2年3月2日付け元高漁港第437号水産振興部長通知。）等により、随時適切な対応をお願いしてきたところですが、令和2年4月7日に内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言がされたことを踏まえ、今後の建設工事等（調査、設計及び測量等の業務を含む。）の取扱いを定めましたので、下記により適切な対応をお願いします

記

1. 施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対応
について

県外のコンサルタントが受注した業務や県外での工場製作等を含む建設工事など、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」という。）において従事者が勤務する建設工事等については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえ、受注者からの申出があった場合には、受発注者間で協議を行った上で、工期の見直しやこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

また、従事者の勤務地が対象地域外である建設工事等についても、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

なお、これらの場合においては、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取扱うこととしてください。

また、以上の措置を講じるに当たっては、令和2年4月7日に改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言時に事業の継続が求

められるものとして、河川や道路などの公物管理、公共工事が挙げられており、少なくとも、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な建設工事等や災害復旧等の県民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な建設工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととさせていただきます。

2. 施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について

施工中の建設工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下を踏まえ、適切な対応を行っていただくようお願いします。

- (1) 公共工事の円滑な施工確保を図る観点からも、施工中の工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、担当職員のみならず、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意してください。
- (2) 施工中の工事等について、新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合はもとより、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるようお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すこと等にはリスクが存在すると考えられています。

建設工事の現場では、対象地域の内外を問わず、多人数での作業や打合せをはじめ、三つの密が生じかねない場面も想定されることから、元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者等、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動がなされることが重要です。

特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所等での食事・休憩など、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期す必要があります。

これらを踏まえ、施工に伴う三つの密の発生が極力回避されるとともに、やむを得ず必要な場合においてもその影響緩和のための対策が徹底されるよう、受注者に対して周知徹底を図るなど、適切な対応をお願いいたします。

(問い合わせ先)

高知県水産振興部

漁港漁場課整備担当及び計画担当

TEL : 088-821-4615

事務連絡
令和 3 年 1 月 8 日

関係都道府県

漁港・漁場・漁村・海岸・災害関係事業担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部整備課
課長補佐（施工積算班）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応について

このことについて、水産庁が実施する事業において別添のとおり取り扱うこととしたので参考として通知する。

なお、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

2 予 第 1 9 2 2 号
令和 3 年 1 月 8 日

水産庁長官 殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直
轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年1月7日に内閣総
理大臣から緊急事態宣言が発出された。また、同日改正された新型コロナウイルス
感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる
ものとして、安全安心に必要な社会基盤として公共工事が挙げられている。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」と
いう。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底については、
「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省
直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房
参事官（経理）通知。以下「5月18日通知」という。別紙）において、受発注者
による協議や契約変更等の手続等について取扱いを定めたところである。

今般、緊急事態宣言が発出された対象地域における工事等の対応については5月
18日通知の記の1及び3に基づき、また緊急事態宣言の対象地域外においては5月
18日通知の記の2及び3に基づき、遺漏なきよう措置されたい。その際、必要に応
じて、工事等の一時中止措置等に伴い工期又は履行期間が年度を超える可能性があ
る場合には、繰越し等の手続をとることとする。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、
貴職から願います。



【別紙】

2 予 第 3 5 9 号
令和 2 年 5 月 1 8 日

大臣官房統計部長
各局長
政策統括官
農林水産技術会議事務局長
各庁長官
農林水産研修所長
農林水産政策研究所長
各地方農政局長
北海道農政事務所長

殿

大臣官房参事官（経理）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農
林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和 2 年 5 月 14 日に緊急
事態宣言が一部の地域において解除されたところである。

緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の対応については、「新
型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び
業務の対応について」（令和 2 年 4 月 20 日付け 2 予第 1 8 5 号大臣官房参事官
（経理）通知）で取扱いを定めたところであるが、緊急事態宣言が一部の地域で
解除されたことに伴い、これを廃止し、今後の工事及び業務について、下記のと
おり取扱いを定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

また、貴管下の施設等機関、地方支分部局及び各機関の長への通知については、
貴職から願います。

記

1. 受発注者による協議と受注者の希望に応じた一時中止措置等（対象地域内）
緊急事態措置を実施すべき区域（以下「対象地域」といい、今後、追加され

る区域を含む。)における工事又は測量・調査・設計等の業務(以下「工事等」という。)については、対象地域に係る都道府県知事からの要請を踏まえつつ、今後の対応について受発注者による協議を行う。

この協議の結果、受注者から工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長(以下「一時中止等」という。)の希望がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき工事等の一時中止や設計図書等の変更(以下「一時中止措置等」という。)を行う。なお、一時中止措置等を行った場合においては、契約書の規定に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。一時中止の期間は、対象地域における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定する。

また、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められるものに安全安心に必要な社会基盤として、公共工事が挙げられており、国民への食料の安定供給に不可欠な工事等や災害復旧等の国民の生命・財産の保護のために緊急かつ必要な工事等については、極力継続する前提で協議を行い、受注者から一時中止等の希望がある場合には、事情を十分に聴取した上で一時中止措置等を行うとともに、必要な対応を行うこととする。

なお、対象地域外における工事等であっても、工事等の従事者の多くが対象地域から通勤している場合には、上記に準じて対応するものとする。

2. 受注者の希望に応じた一時中止措置等(対象地域外)

対象地域外における工事等について、受注者から一時中止等の希望の申出がある場合には、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況(テレワークや時差出勤の状況等)、従業員の状況(従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等)、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、1. に準じた措置を行う。

3. 工事等の継続又は再開に当たっての感染拡大防止対策の徹底(共通)

対象地域の内外や緊急事態宣言の前後を問わず、工事等を継続又は再開する場合には、受注者における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の実施状況を発注者が適宜確認するなど、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこととする。

この際、密閉・密集・密接の三つの密を防ぐほか、測量・調査・設計等の業務においては極力テレワーク等を実施する。